

司法面接供述の信用性評価に関する一考察

中央大学国際情報学部准教授 中村真利子

1 はじめに

- 司法面接 (forensic interview) とは
- 令和 5 年の刑事訴訟法改正

第 321 条の 3 [新設]

①第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体 (その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。) は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、……証拠とすることができる。……

一 次に掲げる者

(省略)

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

② (省略)

2 裁判例の検討

- 大阪高判令和元年 7 月 25 日判タ 1475 号 84 頁
- 名古屋高判令和 5 年 1 月 18 日判時 2583 号 90 頁

3 司法面接供述の評価方法

4 おわりに

<参考文献>

拙稿「司法面接における児童の供述の証拠能力」法学会雑誌 62 巻 1 号 381 頁 (2021 年)